

## 特集

# 国民年金の手続きを

# お忘れなく

年金は、老後の生活設計の中心となります。万が一のときの障害年金や遺族年金など、生活になくなくてはならないものです。

問合せ 保険年金課

(☎372)3311・内線2122)

## 国民年金加入者の種別

国内に住む20～59歳の全ての方が加入します。外国人も対象です。就職や結婚など、人生の節目で変更の手続きをしなければなりません。

- 第1号被保険者Ⅱ自営業・農林漁業・学生・無職の方など
- 第2号被保険者Ⅱ厚生年金加入者
- 第3号被保険者Ⅱ第2号被保険者に扶養されている配偶者

## 退職したときは 手続きが必要です

退職などで厚生年金の資格を喪失した60歳未満の方は国民年金への加入手続きが必要です。60歳以上の方は手続きが不要ですが、その配偶者が第3号被保険者であつて、60歳未満の場合は、第1号被保険者への変更手続きが必要です。市役所保険年金課と西部・大曲・西の里出張所で、手続きができます。

## 必要書類など

- 退職日が確認できる書類（社会保険資格喪失証明書・離職票・雇用保険受給資格者証など）
- 基礎年金番号通知書
- 年金手帳など基礎年金番号が分かるものか、マイナンバーカード



## 保険料免除・猶予の制度

7月分～令和8年6月分の申請を受け付けます。本人や配偶者、世帯主の前年の所得審査があります。離職した方の特例制度もあります。ただし審査の結果、免除などが受けられない場合があります。申請を忘れていた方は、2年1カ月前までさかのぼって申請できるので、相談してください。

## 納付猶予の対象について

50歳未満の方が対象です。納付猶予の所得審査の対象は、本人と配偶者のみになります。

## 年金の種類

- 老齢年金  
65歳から老齢基礎年金が受給できます。厚生年金に1年以上加入したことがある方は、60代前半から特別支給の老齢厚生年金が受給できます。
- 障害年金  
法に定める障がいの状態になったとき、障害基礎年金が受給できます。厚生年金に加入中の障がいの場合は、障害厚生年金が受給できます。
- 遺族年金  
主に生計を維持している方が亡くなったとき、遺族の方が遺族基礎年金を受給できる場合があります。亡くなった方が厚生年金に加入していた場合は、遺族厚生年金が受給できます。

\*いずれの年金も受給には納付期間などの要件があります。